

香川県条例第22号

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。） 第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。<u>第3条第1項</u>において同じ。）、 <u>第3条第4項</u>（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。<u>第3条第2項</u>において同じ。）、第4条第2項及び第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第3条第4項に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。） 第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）、<u>同条第4項</u>（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。